

プラスチック類 ※資源物（プラスチック製容器包装・ペットボトル）以外のもの



- 皮革・ゴム類は金属部分がとれない場合でも、燃やせるごみになります。
- クリーンステーションに1回に持ち出せる量は **30 kg**（おおむね **4 袋**）までです。一時多量ごみ、粗大ごみ（おおむね 80 cm以上の物）は、処理施設に直接持ち込んでください（16 ページ参照）。
- 汚れがとれない資源物を、やむを得ず燃やせるごみとして持ち出す場合は、その旨を表示してください。
- プライバシー保護や生ごみを包むために新聞紙などを使う場合は、必要最小限にしてください。



対象にならないもの (例) 下記のものは、「燃やせるごみ」の対象外となります。それぞれの品目ごとに分別してください。

古紙類
(4 ページ)

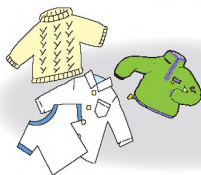


プラスチック製容器包装
(7 ページ)



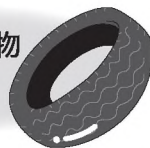
粗大ごみ (16 ページ)

※分解して 80cm 以下にできれば、「燃やせるごみ」として持ち出せます。



古布類
(5 ページ)

その他処理困難物
(13 ページ)



燃やせないごみ (10 ページ)
(金属が付いている
プラスチック類)



ペットボトル
(5 ページ)



在宅医療ごみ
(13 ページ)



電子たばこ・モバイルバッテリー
(11 ページ)



※金属部分がとれれば「燃やせるごみ」として持ち出せます。